

打出  
芦屋市芦屋財産区共有財産管理委員会 会議録

- 1 日 時 平成25年2月8日（金）  
午後1時30分～2時40分
- 2 場 所 北館2階 第3会議室
- 3 出席者  
(委員会) 細谷昌巳委員長、助野勇副委員長、極楽地太一委員、松本忠彦委員、山本昭美委員、灘本康夫委員、宮本政秀委員、阪口忠之委員、天王寺谷充康委員、樋口勝紀委員、山村孝司委員、山村太良委員 計12人
- (事務局) 山中市長、佐藤総務部長、朝生用地管財課長、市原主査  
計4人
- 4 欠席者 朝比奈皓委員、馬場光平委員、天王寺谷昭博委員 計3人

次 第

- 1 議 題  
(1) 協議事項
  - ・ 打出芦屋財産区共有山入山取締規則改正について  
(2) 報告事項
  - ・ 奥池町「芦屋川本谷 奥山1番256」滝ヶ谷第2堰堤補強工事による共有山用地の一部売却についての現況報告について

事務局 定刻となりましたので、財産区管理者である山中市長より  
管理会議に先駆け挨拶申し上げます。

— 市長のご挨拶 —

事務局 委員長、定刻になりましたので、議事進行をお願いします。

委員長 ただ今から、芦屋市打出財産区共有財産管理委員会を開催いたします。

本日は委員15名中、12名の出席がありますので、本委員会は成立しております。

本日、議事録署名委員には、慣例によりまして「宮本政秀委員」と「阪口忠之委員」にお願いします。

委員長 それでは、協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「芦屋市／打出／芦屋／共有財産入山取締規則改正」について、平成24年10月18日の委員会でご審議いただいた内容を基に平成24年12月5日に各委員さんへ修正案を送付させていただき、更なるご意見を頂いたものを今回改正案として提示させていただいた内容を説明する。

委員長 事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。

天王寺谷 第2条の2号の文言で、前回に比べて標識だけの移転になっているが、標識の汚損や毀損についても表示すべきではないのか。また、広く「標識の効力を失わせる行為」を禁止させる行為として表現を変えることは出来ないか。

事務局 この部分について、標識を通常移転させる事はないですが、治山工事などでどうしても支障となる場合には、治山工事も含めて動かす事を許可するものであり何も限定しているわけではありません。

天王寺谷 やはり広い意味で、標識の効力を失わせるとか、毀損とか

松本委員 森林法ではどう書いているのか。

- 事務局 森林法でも施行規則内で設置並びに移設については許可行為となっております。
- 松本委員 この罰則は必要ないのですか。
- 事務局 今回の改正については、森林法を基に改正しておりますので、森林法の中に、「罰則」が明記されています。例えば、森林法 197条では、森林内での窃盗については、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。とありますので、ここではあって罰則を明記していません。
- 松本委員 森林法とか軽犯罪法に抵触するという事ですね。わかりました。
- 天王寺谷 次に、第3条の許可行為についての4項ですが、報告事項とした場合、報告だけで審議はないという事ですか。
- (充)委員
- 事務局 第3条2項で許可した許可案件について4項では前項の3項で委員長の許可後に開かれる委員会で内容を報告する事としています。ただし、委員長が「やむを得ない」と判断するか、「審議すべきと」判断されれば、臨時の管理委員会を開き審議していただく必要が生まれますが、簡易な事については、委員長の権限で許可して頂いた後の委員会で、内容についての経緯経過等について、事務局から結果報告をさせていただくという事です。
- 天王寺谷 管理委員会で諮らないということは、責任について委員長や市長が責任をかぶるという事ですか。検討する時間がない時に、承認したら、事後承認として検討すべきでは無いかと、思い、「事後承認」という言葉を入れていたのですが。
- (充)委員 報告だけではすぐに終わってしまうので、管理委員会で重要な事はやはり協議事項として報告だけではなく、委員会で諮る必要があると僕は思いますが。
- 事務局 今までの事例でも、大きく形状を変える工事例えば本庄堰堤の補強工事や滝ヶ谷堰堤の補強工事については管理委員会に諮問

しご審議いただいていると思いますし、諮問した上で、許可をしていると思いますのでその心配はないと思いますが。  
その結果や途中報告についてもさせて頂いていると思います。

天王寺谷  
(充)委員

管理委員会で諮らないということは、責任について委員長や事前に解っているものについては良いのですが、緊急時には諮る時間がない中で、委員長の判断で許可されてしまう事に少し、疑念がわくという事です。  
極端な事例ですが、山を削って土砂を運び出すとかとなれば、形状を大きく変える事となるので、報告だけでは不十分であると思い心配しているのですが。

松本委員

そうなったら、管理委員会としての機能が果たせていないと思います。

阪口委員

この条文は前段と後段があり、前段では、一応重要事項を承認事項にと判断するならば、後段は、皆さんを集めるほどの重要度が軽微な事項に対して、行われるべき事であって、当然、土地の形状を変える様な重大な事項は、承認があつてしかるべき事で、事後承諾と言うのはありえないと思いますが。

天王寺谷  
(充)委員

条文の書き方が、「前項の許可に当たって」と書いてあるが、書くのであれば、「軽微な事項は」と書く必要があるのではただ緊急性が有るか否かであり・・・。

阪口委員

忙しい委員さんを集めてやるほどのものが無い時と、軽微な事については委員長と相談して決めてもらいますよというふうな捕らえ方にすれば良いと思います。

天王寺谷  
(充)委員

それやったら、記録に取らないと。  
緊急の場合、軽微な事についての前段が有れば、許可してしまうと言うことは・・・。

阪口委員

ここで、管理委員長の許可の中で、重大な事やと言えば、こん

な事は無いと思いますが。

天王寺谷 責任については、委員長と市長に責任かかっていくと思います。  
(充)委員

松本委員 それは管理委員会にも責任があると思いますよ。また、委員長が承認したら、我々は知らんとはならないと思いますよ。委員長の権限で許可する事については。

天王寺谷 管理委員会の意思がここに反映されなければならないと思います。  
(充)委員

阪口委員 ここで言う判断は、重要事項か否かの判断を委員長が決める事ということやな。

松本委員 それはそうです。

天王寺谷 緊急でやることについては、重要な事項であって、軽微な事項とは、違っていて、緊急であわててやるべき事ではないと思う。  
(充)委員

阪口委員 そこで、委員長が緊急やけれども委員を集めてもらわなかんという意見が出れば、それでいいのでは。

松本委員 天王寺谷さんの委員長に全責任を負わす事はあかんと思います。

天王寺谷 委員長に一任しているんだから、事後承認としたほうが良いのではと思うのですが。  
(充)委員

松本委員 何か良い文言があれば・・・。

天王寺谷 だから、事後承認という言葉を入れたらよいと思うのですが。  
(充)委員

事務局 原則が前段で示されておりまして、ただし書き以降の「やむを得ない事由」を委員長の方で、その事が「やむを得ない事由」にあたるかどうか、のご判断を頂く作りになっていまして、それが「当たる」事や「即決できない場合」は、やはり臨時の管理委員会を招集して、その案件を決めていくという流れをする必要があると思うのです。その読み方でも不十分であれば、再検討しますが、今のような読み方で、ここがご理解頂けるのであれば、法制とも相談しておりますので、ここで判断がひとつ入る、と言う事で条文のまま行かせていただきたいと思います。

天王寺谷 具体的に「やむを得ない事情」とは、どういうことですか。  
(充)委員

事務局 「その都度」ということで、天王寺谷委員さんがおっしゃっていただいているように、重大な形態に変更を加えるような事案が出ましても、例え時間的な余裕が無いからといって、委員長にご相談申し上げたとしても、「それはあかんやろ」ときっと申されますよね、これは端的な例ではありますが、それ以外は、ケースバイケースで、考えていかなければならぬ事となるのではないかと思います。  
ただし、臨時の管理委員会を当たり前のように開くわけにはいきませんので、まず前段階として、委員長にご相談申し上げて、その段階で、ある程度の方向性がご意見として賜れるのではないかと考えております。

天王寺谷 その段階で、管理委員会としての意見は言えないのですか。  
(充)委員

事務局 臨時の管理委員会が開かれない限り、「やむを得ない」事由を認めさせていただいた事になります。

松本委員 大きい事であれば、委員長に聞いていただく必要があると思います。

天王寺谷 まずは、「やむを得ない」事由を委員長で判断してもらうことで、ええと言うことですね。

事務局 そうです。

委員長 過去に何度か軽微な事案の相談は事務局からありました。例えば、共有地にソフトバンクがアンテナ基地として貸して欲しいと来ていますがどうさせて頂きましょうかなどの問い合わせがありました。一応、私の方で重要事項かそうでない事項か判断させていただき、軽微な事は許可をし、そうでないものは委員会を招集するか否かを判断させていただくという事でよろしいですか。

事務局 そういう事ですね。

委員長 何か、別のご意見などはありますか、無ければ事務局の案に同意されたものとしてよろしいですか。

#### －異議なし－

委員長 次に、事務局からの報告事項についての申出がありますので説明願います。

事務局 奥池本谷の滝ヶ谷第2堰堤の国からの用地買収についての現在までの経緯経過について資料に基づき説明する。また、現地まではハイキング道などの道が無いため、売却地の承認については、本来委員さんが見に行っていただくところ、道中危険な箇所が多く、現地確認については事務局に一任させていただく事に同意を求めた。また、補償金については、次回の管理委員会で面積と金額を提示できるであろう事も報告させていただき説明を終えた。

委員長 この件に関しては、事務局に一任してもよろしいですか。

－異議なし－

委員長 それでは、その他に何かありますか。  
なければ、今日の管理委員会を終了いたします。  
みなさん、ご苦労様でした。  
議事録の署名の委員さんよろしくお願ひします。

以 上

平成25年 2月 8日

委員長 細谷昌巳

署名委員 阪口忠之

署名委員 宮本政秀